

水銀含有ばいじん等に係る処理基準（抜粋要約）

水銀含有ばいじん等を取り扱う際には、一般的な産業廃棄物処理基準に加え、以下の特別な処理基準がかかります。

処分基準（埋立処分を除く）

- 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。（令第6条第2号ホ(1)）
- 以下に掲げる水銀含有ばいじん等を処分又は再生する場合には、あらかじめ、以下の方法によりあらかじめ水銀を回収すること。（令第6条第2号ホ(2)）
 - (1) 水銀回収対象物
 - ・ ばいじん、燃え殻、污泥又は鉱さい：廃棄物 1 kg につき 1,000mg 以上含有するもの
 - ・ 廃酸又は廃アルカリ：廃棄物 1 リットルにつき 1,000mg 以上含有するもの
 - (2) 水銀回収方法
 - ・ ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法